

令和4年(行ツ)第98号、第103号、第104号、第109号、第116号、  
第118号、第119号、第122号、第124号、第126号、第127号、第  
128号、第130号、第132号、第137号、第138号  
選挙無効請求事件

### 判決理由骨子

本件選挙は、平成30年大法廷判決が平成29年選挙当時において合憲状態と判断したのと同じ選挙区割りの下で行われたが、本件選挙当時には、選挙人数の最大較差が1対2.079になるなどしていた。しかし、平成28年法律第49号による改正後の区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしており、これと一体的な関係にある上記選挙区割りの下で拡大した較差も、当該制度の枠組みの中で是正されることが予定されているといえる。このような制度に合理性が認められることは平成30年大法廷判決が判示するとおりであり、上記選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとはいえない。そして、本件選挙当時の較差は、自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれず、その程度も著しいものとはいえないから、上記の較差の拡大をもって、選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということとはできない。

したがって、本件選挙当時、公職選挙法13条1項、別表第1の定める選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえず、これらの規定が憲法14条1項等に違反するものということとはできない。(反対意見がある。)